



盛岡市プレスリリース

～あふれる子どもの笑顔と育てる喜び、支えるみんなのあったかな手～

令和7年5月14日

子ども未来部

子育てあんしん課

市政記者クラブ加盟社 各位

「盛岡市乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)」の実施について

「盛岡市乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」を令和7年7月から実施します。

「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない支援を強化するため創設された新たな通園制度です。

保育所等に通っていないこどもを対象に、こどもの成長の観点から、保護者の就労要件を問わず、時間単位で柔軟に保育所等を利用できます。

本市では、令和5年度の預かりモデル事業、6年度の試行的事業に続き、7年度は地域子ども・子育て支援事業(補助事業)として実施します。

また、令和8年度からは、国の新たな給付制度として全自治体で実施されます。

記

【実施期間】 令和7年7月1日から令和8年3月31日まで

【利用対象】 市内在住の保育所等に通っていない0歳6か月～満3歳未満のこども

【利用時間】 一月当たり10時間を上限、1時間単位(1時間を超える場合は30分単位)

【実施施設】 市内4施設

施設名	善友保育園 (北山一丁目)	久昌寺保育園 (茶畑二丁目)	ぼかぼか保育園 (本宮四丁目)	とりよう保育園 (肴町)
施設類型	幼保連携型認定 こども園	幼保連携型認定 こども園	小規模保育事業 所	公立保育所
利用定員	※1	8名	※1	3名
利用方法※2	定期・柔軟利用	定期・柔軟利用	定期利用	定期利用
開所時間	9:30～11:30	9:00～12:00	①9:00～13:00 ②13:00～17:00	①9:00～13:00 ②13:00～17:00
利用料	300円	300円	300円	300円
給食提供	—	—	—	あり(300円)

※1 ・施設全体の定員の空きの範囲内で本事業を実施

・在園児数の状況により受入れ人数が変わる

※2 利用方法

・定期利用：曜日や時間を固定して定期的に利用する方法

・柔軟利用：曜日や時間を固定せずに利用したいときに利用する方法

【利用方法】(1) 募集開始 令和7年5月16日から

(2) 利用認定 事前に利用認定が必要

希望者は申請書類を子育てあんしん課あて郵送又は窓口へ提出

(3) 利用予約 国の総合支援システムを利用し利用者が予約登録

【添付資料】 子ども家庭庁
「利用者向けリーフレット」

【問い合わせ先】

盛岡市子ども未来部子育てあんしん課
担当：課長 高橋 智巳(たかはし ともみ)
TEL：019-626-7553

こども^{☆☆}誰^Qでも^{☆☆} 通園制度

こども誰でも通園制度とは？

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、
全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらず
形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。

対象者

- ・ 保育所等に通っていない

0歳6ヶ月～満3歳未満が対象

利用方法

- ・ 月10時間の枠内で

時間単位で柔軟に利用可能



※利用時間は、市町村により異なる場合があります。詳細についてはお住まいの市区町村にお問い合わせください。

こども誰でも通園制度を利用すると……

こどもにとって

- ・**家庭とは異なる経験**や、地域に初めて出て行って**家族以外の人と関わる機会**が得られます
- ・こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場での経験を通じて、**ものや人への興味や関心が広がり、成長していく**ことができます
- ・**年齢の近いこどもとの関わり**により、社会情緒的な発達を支えるなど**成長発達に資する豊かな経験**をもたらします

保護者にとって

- ・**地域の様々な社会的資源（子育て支援等）につながる契機**となり、これにより様々な情報や人とのつながりが広がり、**保護者が子育てにおいてこうした社会的資源を活用しやすくなります**
- ・専門的な知識や技術を持つ人と関わることにより、ほっとできたり、**孤立感、不安感等の解消**につながったりするとともに、月に一定時間でも、こどもと離れ時間を過ごすことで、**育児に関する負担感の軽減**につながります

一時預かりとの違い

一時預かり事業が、「保護者の立場からの必要性」に対応するものであるのに対して、こども誰でも通園制度は、保護者のために「預かる」ものではなく、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、こどもが成長していくように、こどもの育ちを応援することが主な目的です。

制度の詳細については、「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」をご確認ください。

→ [こども誰でも通園制度について](#) | [こども家庭庁](#)

利用の方法について

